資料４

議題４　後援等の基準について（安城市提出）

市名	回答				
	（1）令和6年度の承認件数と不承認件数（取り下げを含む）		（2）営利目的が疑われるが、事業者に営利性を否定されるケースの対応	（3）著作物の事業自体は問題ないが、「教育的見地」から推奨するものか疑問が残るケースの対応	（4）チラシに協賛企業等が多数掲載されているケースの対応
	承認件数	未承認件数			
名古屋市	1,179件	22件	申請書を受けとった段階で、教室や保険等への勧誘は一切しないことを確認し、「勧誘は行わない」という回答を信じ、承認している。	事例なし	事例なし
豊橋市	312件	25件	チェックリストを作成しており、「有料コースの一部や類似の内容を無料体験会としている」、「会員やクラブ等の案内や加入勧誘といった営業活動を行う」、「資産運用等について、後日相談会を開催する」等に該当する場合は、営利目的として後援不承認にすることとしている。	担当部局と相談しつつ、事業自体に問題がなければ後援している。	事業自体に問題がなければ後援している。
岡崎市	２８９件	５件	疑いだけでは、排除する理由にはならないため、その他の承認基準を満たしていたら承認する。ただし、承認事業に対し、参加者等から営利活動の事実が判明した場合は、以後の同事業についての後援申請は受け付けない。	（２）と同様確定的な事実がないと排除する理由にならない。承認事業に対し、参加者等から宗教的、政治的に偏りのある主張等を強要された、若しくは公序良俗を逸脱した事実が判明した場合は、以後の同事業についての後援申請は受け付けない。	誤解を招かないよう承認事業を紹介する枠内に名義を入れるように要請している。
一宮市	206件	10件	総合的に判断し、許可、不許可を決定している。	市民の教育、芸術文化、スポーツ等の振興を図る目的ではない事業については不許可としている。	総合的に判断し、許可、不許可を決定している。
瀬戸市	114件	1件	申請時に営利目的が疑われる場合は聞き取りを行うが、否定されればそのまま許可している。また、実際に勧誘をしていないかの確認は取っていない。	疑問が残るものの許可している。	不許可や取り消しの対応はしていない。
半田市	217件	1件	事業者への聞き取りや提出資料をもって判断している。	特になし	特になし
春日井市	195件 教育総務課：88件 学校教育課：45件 いきがい推進課：62件	９件 教育総務課：３件 学校教育課：０件 いきがい推進課：６件	以下のいずれかの対応をしています。 ・参加費等を徴取する事業の場合は、収支予算書の提出を求め、収支予算が差引０円である場合は、非営利目的として判断し、承認している。 （参加費等がない事業の場合は、予算書の提出を求めずに非営利と判断している。） ・事業者の事業内容を提出書類やホームページ等で調査をし、営利目的が払拭できないものに対しては後援を行わない。	教育、文化、スポーツの振興に寄与することが主たる目的ではないと思われる地域イベントなどでも、実施内容の一部に子どもたちが学ぶことができるもの等、教育的要素のあるものについては個別に判断し、承認しているものもある。	申請書類に他の後援の有無の記載は求めているが、協賛企業等の情報は求めていない（後援の判断の基準にしていない）ため、特に対応は行っていない。
豊川市	204 件	5 件	・後援等を行わない基準として、要綱において「営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの」と規定しており、相談の段階において十分な聞き取りを行っている。 ・それでも営利目的が疑われるものは、豊川市教育委員会後援等取扱要綱に基づき、提出された申請書等（収支予算書を添付）により審査し、判断する。	・豊川市教育委員会後援等取扱要綱により、提出された申請書等により審査する。	・協賛企業等が多数掲載されている場合にあっても、後援等を行わない基準となっていないため、あくまでも事業内容等で判断する。
津島市	27件	0件	案件ごとに、収支予算書、ホームページ情報、企業情報などをもとに総合的に判断する。	案件ごとに、ホームページ情報、企業情報、事業企画書などをもとに総合的に判断する。	案件ごとに、事業企画書などをもとに総合的に判断する。
碧南市	32件	4件	チラシや過去の他市町での実施例の際の口コミ等で疑わしい点があれば、不承認とした例はある（不承認理由としては、営利目的と疑われるため、とした）。	事業者としての適格性を要件として、この基準に当てはまらないとして不承認とした例はある。	特定の事業者の営利活動を後押しとするようなこととなるため（公平性の見地）、不承認とする。

議題４　後援等の基準について（安城市提出）

市名	回答				
	（1）令和6年度の承認件数と不承認件数（取り下げを含む）		（2）営利目的が疑われるが、事業者に営利性を否定されるケースの対応	（3）著作物の事業自体は問題ないが、「教育的見地」から推奨するものか疑問が残るケースの対応	（4）チラシに協賛企業等が多数掲載されているケースの対応
	承認件数	未承認件数			
刈　谷　市	224	1	申請書の裏面に、「参加者に対して勧誘・署名等を行うなど、専ら営利又は商業宣伝の意図があり行う事業ではありません。」というチェック欄を設け、申請時に確認をしている。また、疑わしい場合は申請者に直接確認を行い承認している。過去に後援した同事業で、参加者に勧誘を行った事実があったり、当該事業者がイベントの趣旨に関連する営利活動を行っている事実が確認できた場合、営利目的の意図があると認められると判断したことがある。	子育て、福祉、商工関係のイベント等において、疑問が残るものの承認している。特に、過去に承認している事業については、疑問が残るものもあるが断る決定的な理由がないため、承認している。	後援の基準として、協賛企業に関するものがないため、特に問題としていない。
豊　田　市	289件	18件	条件（事業の際、一切の営利又は商業宣伝を行わないこと）付き承認とし、申請内容に虚偽が判明した場合や承認の条件に違反した場合は、承認を取り消し、今後一切の後援等は行わない旨、承認書に記載する。	原則、要綱上、明らかに基準を満たしていないことが判断できない限り、承認とする。 ただし、後援することによって本市が推奨していると誤認を与えることに問題があると判断した場合、不承認としている（過去の事例を踏まえ、案件ごとに判断している）	申請時に提出のある事業概要や収支予算書等から、明らかに営利目的や宣伝目的と判断できない場合は、承認とする。ただし、内容によっては、（２）の回答と同様に条件を付した上で、承認とする。
安　城　市	209件	2件	事業主に勧誘等の行為を行わないかの確認はしているが、実際に勧誘等が行われていないかの確認はできていない。 また、チラシ中に「〇〇募集中」等の表記がある場合も、削除するよう求めている。	申請目的に、「〇〇することは生涯学習に資する。」等の記載をしてもらい承認をしている。	原則、協賛企業が記載されている場合は削除するよう求めているが、承認をしてしまうケースもある。
西　尾　市	152件	1件	事業内で営業活動をしてはならないことは伝えているが、実際に勧誘等が行われていないかの確認は取れず、承認している。	承認するか疑問が残る事業もあるが、申請時の聞き取り及び申請書類の事業内容や目的等で明らかに「教育的見地」から推奨できないものでない限り、承認している。	チラシへの協賛企業等の掲載数の多寡は、承認の判断基準としていない。
蒲　郡　市	１８５件	０件	疑わしいが営利性を否定される場合は承認をしていくものと考える。ただし、以前、後援承認したマネー教室で個人情報を細かく聞かれたなどのケースがあったため、それ以来営利性はないと明言しているものでもトラブルにならないよう注意喚起文を同封している。注意喚起文を同封して以降、苦情の報告はない。また承認時に「申請内容と実際に相違があった場合、又はふさわしくない行為のあった場合は承認を取り消すとともに、今後一切承認いたしませんのでご了承ください。」と通知書に記載している。	直接的に児童生徒に教育的効果のあるもののみではなく、子育て、福祉、マネー教室等、間接的にでも児童生徒たちにプラスになると思われるもの、児童生徒たちが楽しめるイベントなどに対しても幅広く後援しているのが現状。観光や賑わいづくりが主たる目的で教育的要素が比較的少ない催事に対しても承認している。「教育」という言葉の幅も広がっており、教育に関係しないと否定することが難しいという現状もある。 「市後援」については一度お預かりし、担当と思われる部局へ相談するが、「教育委員会後援」については生涯学習、社会教育、文化振興の文言があると承認をしている状況。	事業内容が後援事由に該当する場合は、原則として協賛企業の掲載の多寡は問わない（公序良俗に反すると認められるものを除く）。 現状、後援申請時に「その他後援なし（＝協賛企業なし）」というケースがほとんど。一部イベントで協賛者随時募集とするものがあったが、後援申請時点では協賛企業の有無は不明の為、協賛企業の有無で承認・不承認の判断はしていない。 学校へのチラシ配布については、配信アプリの導入に伴い、基本的に市主催や市関連団体との共催でない限りお断りをしている。公民館などの一部公共施設へのチラシは受け入れをしております。 事業を行うにあたっては、予算が必要で、そのために協賛企業を募ることはやむを得ない。協賛する側から考えると広告効果があるから協賛するので、チラシ等に協賛企業が掲載することを否定できないと思う。チラシ等で広告効果を得られなくても事業を実施するのは、公的な団体（三河教育研究会、法務局人権擁護部・人権擁護委員連合会等）か、マネー教室、プログラミング教室等その事業自体に広告効果のあるものなどに限られてくると思われる。協賛企業の多寡で後援の可否を判断することは難しいです。

議題４　後援等の基準について（安城市提出）

市名	回答				
	（1）令和6年度の承認件数と不承認件数（取り下げを含む）		（2）営利目的が疑われるが、事業者に営利性を否定されるケースの対応	（3）著作物の事業自体は問題ないが、「教育的見地」から推奨するものか疑問が残るケースの対応	（4）チラシに協賛企業等が多数掲載されているケースの対応
	承認件数	未承認件数			
犬　山　市	167件	6件 （取り下げ、未受付） （未承認はない）	申請事業の収支見込みで事業として収益があるかどうかの確認。申請団体が普段から無料体験などをやっていないかどうか。申請事業の会場が普段からの団体の活動場所ではないか。などで、判断している。	判断基準に沿って問題がなければ承認している。	後援名義を判断する時点では、チラシの審査はしていない。事業の概要を示す資料として添付されることはある。明確は基準はないが、チラシの1/4以上が協賛企業となるような場合や、主催者が明確に分かりづらいチラシは配付を断ることになると思われる。
常　滑　市	109件	1件	当該事業の予算書などで、営利と判断できなければ後援許可しています。	お酒付きのピアノコンサートなど、疑問が残るものの承認している。	特に気にせず事務を進めています。
江　南　市	120件 （うち新規案件17件）	3件	プログラミング教室、英会話教室、マネー教室等のイベントについて、勧誘を目的としていない旨を事業者に確認を取り、教育委員会会議で審議し、承認している事例はあります。	保護者向けの子育てセミナーやマルシェなどのイベントについては、教育的見地の視点に加えて、審査基準のひとつである「市民の教養を高め、社会教育の向上に資するもの」として、地域住民の交流や教養を深めることなどを目的としている場合、教育委員会会議で審議し、承認している事例はあります。	キャリア教育を目的とした、協賛した企業紹介がされている冊子を承認している事例はありますが、それ以外で承認している事例はありません。
小　牧　市	205件	2件	勧誘の有無に関わらずＨＰ等を確認した際に営利性が認められる場合は、原則不許可としている。また多くの団体は、チラシを配る目的で後援名義を申請しようと問い合わせがあるが、問い合わせの時点で丁重にお断りをしている。 教室への勧誘等が疑われるため事業者に確認をすると「勧誘はしない」と回答があるが、実際に勧誘をしていないかの確認はとれず承認している。	これまでに教育的見地に当てはまらないイベント等の後援名義使用申請はない。今後も、あくまで教育的見地から推奨するもののみを受け付け、当てはまらないと認められる者については、教育委員会名義ではなく、市の後援名義使用申請を促す。	協賛企業等の掲載に対し、何か指摘するなどの対応は行っていない。
稲　沢　市	222件	0件	後援名義申請書は営利目的ではないこと等の誓約欄に代表者が署名した上で提出されているため、書類上問題がなければ承認している。 実際に勧誘等の営利活動を行っていないかの確認はしていないが、事業終了後に「勧誘された」等の苦情などが寄せられた場合には、次回以降の申請について承認しない等の対応をとることになる。 （申請内容と異なる事業や苦情が多発している事業が散見されたため、令和６年度に「教育委員会後援名義の承認に係る不適当と認められる基準」を制定し、事前の申請内容と異なり、承認基準に反する事業（営利目的や政治・宗教的活動など）を実施した団体や、騒音や違法駐車等による苦情が多発した事業、市及び市教育委員会の施策に関する方針に反する事業などについては、不承認とすることとした。）	本市の承認基準は教育だけでなく「文化振興」に寄与する事業も該当としている。「文化」の定義は幅広く、ほとんどの申請事業が該当するため、これまで文化振興からも外れるような申請は出てきていない。「教育的見地から推奨するものか疑問が残ること」について、文化振興にも寄与しない申請であれば、（２）で記載した基準に基づき、不承認とすることは考えられる。	協賛企業の多寡やチラシへの掲載については、承認の可否を決定するにあたっての判断基準に含めていないため、書類上問題がなければ承認している。
新　城　市	１０４件	０件	共催・後援に関する要綱に基づき、教育委員会が営利目的であると判断した場合は不承認とする。	①市の後援・共催の方が適切であれば、市の後援承認を案内する。 ②事業内容が要綱で規定した不承認の要件に該当しなければ承認する。	特別な対応はしていない。
東　海　市	35件	1件	申請書をもとに承認をしているため、実際に営利目的かどうかの確認はしておりません。	福祉、商工関係のイベント等において、疑問が残るものの承認をしています。	後援の承認が下りていれば、配布をしております。
大　府　市	55件	14件	習い事に分類されるような内容については、営利団体から申請があった場合、無料体験会であったとしてもは基本的にすべて不許可としている。 ※市のスポ少や補助金交付団体等、関わりのある団体のみ許可している。	教育委員が審議しているため、その判断に従う。	同上

議題４　後援等の基準について（安城市提出）

市名	回答				
	（1）令和6年度の承認件数と不承認件数（取り下げを含む）		（2）営利目的が疑われるが、事業者に営利性を否定されるケースの対応	（3）著作物の事業自体は問題ないが、「教育的見地」から推奨するものか疑問が残るケースの対応	（4）チラシに協賛企業等が多数掲載されているケースの対応
	承認件数	未承認件数			
知　多　市	118件	0件	承認している。	承認している。	承認している。
知　立　市	62件	11件	本市の要綱に基づいて判断を行っており、宣伝の意図がある、または営利目的が疑われる場合は認めていない。 なお、来場者から入場料等を徴収する行事に関しては、申請時に収支予算書の提出を求めている。支出に対して収入が多く、利益を得ていると判断できる場合には、要綱の規定に基づき不承認とする。	本市要綱第2条第1項に、後援に関しては「委員会が教育的見地から推奨をすることができるもの。」と規定があるため、原則的に教育的見地から推奨することができることが承認条件となる。疑義が生じる場合は、内部で協議のうえ判断する。	後援に関しては、上記設問（２）に基づき判断する。（企業広告の有無のみによる判断ではない。） 後援しない場合にも内容によってはチラシの配布が可能であるため、各所管にて別途判断する。（市内小中学校配布→学校教育課、市内公共施設配布→生涯学習スポーツ課など）
尾張旭市	104件	0件	運動教室、テニス教室、ロボット教室、マネー講座など営利目的の確認を取らず、承認している。	疑問が残るものは、承認していない。	協賛企業等が掲載されていても、承認している。
高　浜　市	29件	5件	マネー教室等の「体験会」等のイベントにおいて、教室への勧誘等が疑われるため事業者に確認をすると「勧誘はしない」と回答があるが、実際に勧誘をしていないかの確認はとれず承認している。	子育て関係のイベント等において、疑問が残るものの愛知県教育委員会が承認していたため承認したケースがある。	該当なし
岩　倉　市	65件	3件	定例教育委員会に議案を提出し，審議を図っている。 営利目的でない旨、申請時に記載してもらう。	定例教育委員会に議案を提出し，審議を図っている。	定例教育委員会に議案を提出し，審議を図っている。
豊　明　市	99件	0件	同様の状況においても承認しています。確認できない以上は申請書類（事業計画書等）から審査することしかできないと考えます。	教育委員会が必要と認めた事業は承認する。子育て、福祉、商工関係のイベントでも内容により承認しています。	そのことをもって未承認とすることはありません。 また、後援事業であっても学校での児童生徒へのチラシ配布は行っていません。

議題４　後援等の基準について（安城市提出）

市名	回答				
	（1）令和6年度の承認件数と不承認件数（取り下げを含む）		（2）営利目的が疑われるが、事業者に営利性を否定されるケースの対応	（3）著作物の事業自体は問題ないが、「教育的見地」から推奨するものか疑問が残るケースの対応	（4）チラシに協賛企業等が多数掲載されているケースの対応
	承認件数	未承認件数			
日　進　市	78件	1件	事業者が営利性を否定されたとしても、後援等名義使用審査会にて営利性があると判断した場合は、その審査結果に基づいて不許可の対応となります。	以下の基準（日進市教育委員会の後援等名義使用に関する内規　第３条）を基に、審査会で判断します。 後援等は、市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与することを目的とする公益性のある事業に対して行うものとし、次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。 （１）国又は県の執行機関が主催（共催）又は後援等をしている事業 （２）日進市が主催（共催）又は日進市及び日進市教育委員会が助成している団体及びその下部組織が実施する事業 （３）学校教育法第１条に規定する学校が実施する事業 （４）その他、教育委員会が適当と認める事業 ２　前項に規定する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等の使用許可を行わないものとする。 （１）特定の宗教又は政治団体を宣伝、支持若しくは反対する意図があると認められる事業 （２）営利又は商業宣伝の意図があると認められる事業 （３）公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれのある事業 （４）代表者、役員等の責任体制が明確でない事業 （５）参加者・応募者が一部の地域や会員等に限られており、広く市民を対象としていない事業 （６）事業実施にあたって、公衆衛生及び安全の確保について、十分な措置が講じられていない事業 （７）事業実施の確実性が乏しい事業 （８）事業実施にあたり、団体及び組織への加入等の勧誘が目的である事業 （９）事業実施にあたり、幅広い市民の参加が見込まれない事業 （１０）暴力団と関係があり、又はそのおそれがある事業 （１１）政治的中立性を損なうおそれがある事業 （１２）その他、後援等を行うことが不適当と認められる事業	企業に対する後援ではなく、実施事業に対する後援であるため、協賛企業の掲載の有無は、判断基準に含めておりません。 したがって、実施事業が許可基準を満たしている場合は、許可とします。
田　原　市	２３１件	１０件	営利性を否定される場合でも、営利目的のような印象を与える表現（例：「無料相談会」、「無料体験」）がチラシ等に記載されている場合は、後援を断っている。	担当課へ案内している。	事業の内容に問題がなければ後援している。
愛　西　市	111件	2件	過去、プログラミングイベントの申請で、普段プログラミング教室を実施している場所と同様の場所が会場となっているなど、営利目的の疑いが拭えない場合は不承認としている。	過去、イベントの募集人数が極めて少人数など、その事業の性質又は規模から勘案して、教育効果が著しく認められないものについては、不承認としている。	過去、協賛企業が多数掲載されているか否かに関わらず、事業の内容に問題がないと判断した場合は、承認している。 チラシについては、各学校長判断で配布の可否を決定している。
清　須　市	６７件	２件	近隣の自治体に同様の申請の有無について照会・調査し、承認の可否について検討している。	非承認としている。	近隣の自治体に同様の申請の有無について照会・調査し、承認の可否について検討している。
北名古屋市	66　件	4　件	勧誘を目的に配布するチラシに対し市教育委員会の後援を求める団体が多いことから、文部科学省の「学校現場の負担軽減に向けた協力依頼」を参考に、児童・生徒一人ひとりへのチラシの配布は、原則お断りしている旨を伝えると、取り下げられるケースが多い。	推奨するものかどうか疑問が残るケースでも、「承認せざるを得ない」ことが多々あるため、本市でも同様に苦慮している。	安城市をはじめ他市教育委員会も後援されている「中学生のためのお仕事ブック」について、キャリア教育の推進とは表記されているものの、各企業から広告料を募り、対象学年の児童・生徒全員に配布されていることから、継続的に承認して良いのか疑問を感じている。

議題４　後援等の基準について（安城市提出）

市名	回答				
	（1）令和6年度の承認件数と不承認件数（取り下げを含む）		（2）営利目的が疑われるが、事業者に営利性を否定されるケースの対応	（3）著作物の事業自体は問題ないが、「教育的見地」から推奨するものか疑問が残るケースの対応	（4）チラシに協賛企業等が多数掲載されているケースの対応
	承認件数	未承認件数			
弥　富　市	36件	1件	後援等名義の承認を行う事業は、営利目的でなく、教育委員会の方針に合致し、教育委員会の施策の推進に寄与するものと認められる事業である。事業を主催する団体が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるかどうか、定例教育委員会で協議している。	事業自体は問題がなくても、「教育的見地」から推奨するものか疑問が残るケースについては、不承認としたケースがある。	チラシに協賛企業等が多数掲載されている場合であっても、「弥富市教育委員会後援等名義の使用承認に関する取扱要綱」に定められた基準を満たしていれば、定例教育委員会で協議し、決定している。
み よ し 市	95件	0件 ※承認数のみ記録しており、取り下げ等は相手方と事前に調整している	基準を定めてはいないが、市長部局の後援承認と調整し、課内決裁で協議した中で対応している。	基準を定めてはいないが、市長部局の後援承認と調整し、課内決裁で協議した中で対応している。	基準を定めてはいないが、市長部局の後援承認と調整し、課内決裁で協議した中で対応している。
あ　ま　市	73件	6件	株式会社等の営利を主たる目的とする（可能性がある）団体等が主催者である場合は、不許可となる可能性が高い。	許可基準を、あま市教育委員会の後援に関する要綱第1条「後援名義の使用を許可することによって、その事業を奨励し、教育、学術、文化およびスポーツの振興に資するものであること。」としている。	宣伝等に繋がる（可能性がある）事業については、不許可となる可能性が高い。
長 久 手 市	98件	5件	申請時に営利目的ではないことを宣誓してもらっているが、当日の状況は不明である。	要綱に規定されている許可できないものにあたらなければ、疑問が残る場合でも許可している。	収支予算で内訳を確認し、特に問題なければ許可している。